

介護老人保健施設 促進係数一覧（令和7年度補助協議用）

促進係数	区市町村名	
	区部	市町村部
1.8 (本則 1.5 +上乗せ 0.3)	千代田、中央、品川、大田、目黒 世田谷、渋谷、新宿、中野、杉並 (10区)	檜原、奥多摩、国分寺、狛江、東久留米 (3市1町1村)
1.7 (本則 1.4 +上乗せ 0.3)	港、文京、台東 (3区)	多摩、小平 (2市)
1.6 (本則 1.3 +上乗せ 0.3)	江戸川 (1区)	該当なし
1.5	該当なし	該当なし
1.4	該当なし	該当なし
1.3	豊島 (1区)	福生、町田、日野、稲城 (4市)
1.2	北、板橋、練馬、荒川、墨田 江東(6区)	立川、武蔵村山、武蔵野、三鷹、府中、 調布、小金井、東村山、清瀬、西東京 (10市)
1.1	足立、葛飾 (2区)	青梅、昭島、国立、東大和 (4市)
適用なし	羽村、あきる野、瑞穂、日の出(2市2町)	

※ 本則の促進係数は、区市町村ごとに令和6年度末（令和7年3月31日）に竣工している施設の定員数を令和7年1月1日現在の住民基本台帳による65歳以上高齢者人口で除すことにより算出した整備率により、以下のとおり決定しています。

整備率 0.5%未満：1.5 整備率 0.5%以上 0.6%未満：1.4 整備率 0.6%以上 0.7%未満：1.3
 整備率 0.7%以上 0.85%未満：1.2 整備率 0.85%以上 1.0%未満：1.1 整備率 1.0%以上：適用なし

※ 令和12年度末の高齢者数と整備見込を加味した整備率が0.6%未満の場合は、0.3を上乗せします。

※ この表は、令和7年度補助協議分（令和7、8年度着工予定分）にのみ適用されます。

※ 島しょ部は、上記促進係数の対象外となります（別に定める「島しょ工事費指数」が適用されます。）。

介護老人保健施設 定期借地権一時金の補助基準割合一覧

(令和7年度補助協議用)

補助基準額	区市町村名	
	区部	市町村部
路線価の $\frac{3}{4}$ (上限10億) (促進係数 1.4以上 かつ 公示地価 都内平均以上)	千代田、中央、港、文京、台東 品川、大田、目黒、世田谷、渋谷 新宿、中野、杉並 (13区)	該当なし
路線価の $\frac{2}{3}$ (上限10億) (促進係数 1.4以上 かつ 公示地価 都内平均未満)	江戸川 (1区)	檜原、奥多摩、多摩、国分寺、狛江 小平、東久留米 (5市1町1村)
路線価の $\frac{1}{2}$ (上限10億) (促進係数 1.3以下)	豊島、北、板橋、練馬、荒川 足立、葛飾、墨田、江東 (9区)	青梅、福生、羽村、あきる野、瑞穂 日の出、町田、日野、稲城、立川、昭島 国立、東大和、武蔵村山、武蔵野、三鷹 府中、調布、小金井、東村山、清瀬 西東京 (20市、2町)

※ この表は、令和7年度補助協議分(令和7、8年度着工予定分)にのみ適用されます。

※ 島しょ部は、促進係数の対象外となっており、補助基準額は路線価の $\frac{1}{2}$ です。